

<h1>静 岡 市 報</h1>	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発 行 所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発 行 日 毎月1日・随時

## 監 査 公 表

### 静岡市監査公表第5号

地方自治法第199条第12項の規定により、静岡市長から措置を講じた旨の通知があったので、これを公表する。

平成30年 5 月 8 日

静岡市監査委員	村 松 眞
同	杉 原 賢 一
同	遠 藤 裕 孝
同	井 上 智 仁

### 記

- 1 平成29年度指定管理者監査〔生涯学習センター11館（市民局生涯学習推進課、静岡市文化振興財団共同事業体）〕

#### （1）年度評価について

##### 【指摘事項】

平成28年度には8件の事務事故（車検切れ車両の使用、マスターキー及び機械警備用カードキーの紛失など）が発生したが、指定管理者制度の手引には、事故が発生した場合は必ず年度評価シートにおいて改善を指示すべきと定められているにもかかわらず、所管課が作成したシートには事故について一切の記載がなく、所管課は事故についての評価を怠っていた。

各年度の評価結果は、指定管理期間終了後の総合評価に反映されるため、業務の履行状況を正しく評価するためには、施設管理に関わる事故について漏れなく年度評価シートに記載されていることが重要であるから、所管課は事故についての評価を遺漏なく実施すべきである。

**【措置の状況】**

事務事故に関しては、発生の都度当課において指定管理者から報告を受け、指定管理者に対する指示を行っておりました。本来であれば、これに加えて、個別の指示への対応状況について年度末に評価するとともに年度評価シートへの記載をしなければなりません、その認識が乏しかったことが今回の指摘の原因であると考えております。

今回の指摘を受け、まず、本件指定管理業務に関して、改めて平成28年度の評価を実施しました。この評価の内容につきましては、当初実施した年度評価と同様、年度評価シートを指定管理者に通知するとともに、その内容を市ホームページにて公表しました。その上で、平成29年度事業の評価に際しては、当該通知に基づいて指定管理者の実施した改善の状況を評価する予定です。

また、今後は年度評価シートの記載を遺漏なく行うため、指定管理者制度の手引における評価シートへの記載事項の認識の共有に努めるとともに、ダブルチェックを徹底していくことを確認しました。

**(2) 財務諸表の提出について****【指摘事項】**

指定管理者制度の手引では、指定管理者の財務諸表を年度報告に添付することとされているが、指定管理者業務仕様書にはその旨が記載されていなかったため、事業報告（年度報告）の際に財務諸表が提出されず、指定管理者の財務状況について評価されていなかった。

当該事業については、公募による指定管理者の選定を行っていることから、事業を安定的・持続的に実施可能であるかどうかを判断するためには指定管理者の経営状況を把握することが重要であるため、年度報告において確実に財務諸表の提出を求めて年度評価を行うべきである。

**【措置の状況】**

指定管理業務仕様書に財務諸表の提出に係る記載がなかった原因は、年度報告に添付すべき書類に関する「指定管理者制度の手引」の記載を見落として仕様書を作成したこととあり、今回の指摘の対象となった財務諸表については、指定管理者に提出を依頼し、受領した上で、財務状況を把握しました。

また、今後、指定管理者業務仕様書に財務諸表の提出に係る内容を追加することとし、平成30年度の仕様書には当該追加事項が記載されていることを複数の職員で確認しました。